発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年11月27日
【発行者の名称】	グラントマト株式会社 （Grantomato Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　南條　浩
【本店の所在の場所】	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内９番地５
【電話番号】	0248-94-2014（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部次長　稲村　直人
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀　真
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	グラントマト株式会社 https://www.grantomato.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1　TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第 21 条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第 27 条の 34 において準用する法第 22 条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第31期	第32期	第33期
決算年月		2024年８月	2025年８月	2026年８月
売上高	（千円）	14,541,070	17,735,094	20,426,476
経常利益又は経常損失(△)	（千円）	329,698	679,628	△880,810
当期純利益又は当期純損失(△)	（千円）	270,519	456,419	△778,498
資本金	（千円）	78,000	127,500	177,000
発行済株式総数	（千株）	2,000	2,066	2,132
純資産額	（千円）	1,100,138	1,605,558	843,420
総資産額	（千円）	5,653,603	6,595,123	7,999,470
１株当たり純資産額	（円）	550.06	777.13	395.60
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	（円）	25.00 (―)	40.00 (―)	― (―)
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	（円）	138.87	226.28	△374.74
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	19.5	24.3	10.5
自己資本利益率	（%）	28.9	33.7	―
株価収益率	（倍）	8.6	5.3	―
配当性向	（%）	18.0	17.7	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	539,154	436,682	△1,093,791
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△594,040	△581,447	△522,004
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△499,495	200,995	2,256,840
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	562,820	619,050	1,260,093
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	（人）	149 (269)	139 (267)	133 (283)

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
２．第 31 期及び第 32 期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第 33 期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、また、１株当たり当期純損失のため記載しておりません。
３．第 33 期の１株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。
４．第 33 期の自己資本利益率、株価収益率、配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
５．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を（外数）で記載しております。
６．特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第３項の規定に基づき、第 31 期、第 32 期及び第 33 期の財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けております。

２【沿革】

当社の前身は、1949 年（昭和 24 年）、当社の代表取締役社長南條浩の祖父である南條一作が肥料販売、米穀集荷を目的として、福島県古殿町にて創業いたしました南條商店であります。その後、事業拡大を目的としまして 1994 年８月に有限会社ナンジョウアグリサービス（現グラントマト株式会社）を設立いたしました。

当社の沿革は以下のとおりです。

年月	事項
1949 年１月	福島県古殿町にて肥料販売、米穀集荷を主業務とした南條商店を創業
1994 年８月	有限会社に法人化し社名を「有限会社ナンジョウアグリサービス」とし、米の集荷業務を拡大
1995 年２月	「農家の店とまと」１号店を玉川村にオープン
1995 年 10 月	組織変更により、社名を「株式会社ナンジョウアグリサービス」に変更
2000 年２月	チェーンオペレーションの構築と経営のノウハウの蓄積を目的に「グラントマト」と改名し全国展開を開始 グラントマト二本松店オープン
2002 年９月	酒・食品部門を開設 社内教育機関：グラントマト大学を開設 ＰＯＳシステムの運用スタート ＰＯＳデータを軸とした、社員間情報ネットワークの運用開始
2003 年２月	第一物流センター稼働
2005 年８月	法人名を「グラントマト株式会社」に変更
2005 年９月	会津クロップス開設、インターネット販売を開始
2008 年２月	業務スーパー白河店オープン
2010 年９月	精米工場が稼動し、白米の卸売りがスタート 店舗業務のスピードアップを目的に、ＰＯＳシステムをバージョンアップ 第二物流センター稼動し、単品配送がスタート
2011 年７月	放射線研究所開設、計測器機６台を導入し、米、野菜、商品の放射線計測を開始
2011 年 11 月	グラントマト笠間友部店の業態を変更し、業務スーパー笠間友部店としてリニューアルオープン グラントマトと業務スーパーの複合店舗、グラントマト結城店をオープン
2011 年 12 月	商品調達と物流の機能改善、出店スピードの加速化を目的に、商品本部と物流センターを須賀川市岩渕に移転
2012 年３月	本部施設内に、農産物の出荷拠点・精米工場・インターネット部門を移転 新たな米の毎個検査への対応を開始
2013 年９月	福島県産米の安全性の向上を目的として、米の全袋検査をスタート
2015 年 12 月	物流機能の機動力向上を目的に、商品本部、物流センターを鏡石町「福島ディストリビューションセンター（ＦＤＣ）」内に移転・集約
2017 年 10 月	フードマート船引店オープン
2017 年 11 月	本社所在地を福島県須賀川市狸森に移転登記
2018 年３月	関東地区本部を茨城県下妻市に開設 福島ディストリビューションセンター（ＦＤＣ）に音声ピッキングシステムを導入

年月	事項
2018年９月	農産流通部門を設立、農産物の生産と加工配送、産直農産物の流通を開始
2020年９月	無洗米の需要増、今後の米事業の拡大、新たな販路獲得(業販）に向け、無洗米装置を導入するなど設備を増強
2021年10月	グラントマト大平店オープン
2022年２月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場
2023年10月	米事業の拡大、会津地区の米集荷量の拡大に向け、グラントマト会津倉庫を福島県喜多方市に開設
2024年11月	グラントマト川越工場の新設 監査等委員会設置会社・会計監査人設置会社への機関変更
2025年６月	グラントマト猪苗代店オープン

３【事業の内容】



当社は、食と共に歩むアグリビジネスカンパニーとして、「安心でおいしい食物と健康をすべての食卓へ」を経営理念としており、「アグリ市場における好循環スパイラルによって、農業生産者や消費者、各企業の皆様をつなぐサービスを創出し提供する」という経営方針を掲げ、アグリソリューション事業を展開しております。具体的には、福島県、茨城県、栃木県、山形県を中心とした農業関連資材や農業生産物の販売、食料品販売を行っております。

好循環スパイラル

ここで言う「好循環スパイラル」とは、農業生産者や中小企業など、それぞれのもっている様々な価値やノウハウを有機的に連結させ、より新しい価値やマーケットをつくりあげること。

そして、その価値を関係企業や農業生産者、消費者へと還元していく取り組みであります。

当社は、まだまだ懐の深いアグリビジネスのマーケットをより豊かにしていく最良のパートナーとして、みなさまのお役に立ちたいと考えております。



当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみでありますが、当社のビジネスモデルを構築する各事業部門について次のとおり説明いたします。

以下に掲げる各事業部門は、「農業＝食糧」をテーマに、農業生産者から消費者まで綿密且つ有機的に連携させる仕組みを構築しております。

（１）ストア販売部門

農業用資材・機器、農薬・肥料などの農業関連資材及び産直生産物を販売する「グラントマト店舗（17 店舗）」と食料品を販売する「フードマート店舗（８店舗）」の多店舗型小売り事業を行っております。

グラントマト店舗では、農業生産者のニーズに応えられる品揃えと専門性を兼ね備えた人材の配置を通して、地域特性やお客様のニーズに合わせた事業展開を行っております。また、自社開発のＰＢ商品の販売を進めるなど、独自性の追及にも力を入れております。

フードマート店舗には、「業務スーパー（７店舗）」と「FOOD MART グラントマト（１店舗）」の二つの形態があります。

「業務スーパー」では、エリアライセンスを有する株式会社オーシャンシステムと契約し、業務用ユーザーはもとより、一般ユーザーが求める容量、サイズ、品質の食材を中心とした商品を揃え、お客様のニーズに合わせた事業展開を行っております。

「FOOD MART グラントマト」では、これまで培ってきた仕入網をベースに、自社開発のＰＢ商品の販売を進め、独自性の追及にも力を入れるなど、自社運営のフードマートシステムを構築しております。

また、地元生産者が持ち込んだ産直農業生産物の販売、出店地域の特性や商圏等、市場環境に合わせて、農業関連資材販売と食品販売等の店質をカスタマイズするなど、柔軟性も兼ね備えたノウハウを構築しております。







現在の店舗数は、次のとおりです。

2026年8月31日現在

店舗名	出店地域	出店年月
グラントマト玉川店	福島県県南地区	1995年2月
グラントマト白河店	福島県県南地区	1996年2月
グラントマト会津坂下店	福島県会津地区	1999年3月
グラントマト二本松店	福島県県中・県北地区	2000年2月
グラントマト那珂店	北関東地区	2000年4月
グラントマト棚倉店	福島県県南地区	2003年5月
グラントマト田村船引店	福島県県中・県北地区	2003年7月
グラントマト郡山喜久田店	福島県県中・県北地区	2004年11月
グラントマト伊達保原店	福島県県中・県北地区	2006年2月
グラントマト石岡店	北関東地区	2012年10月
グラントマト芳賀店	北関東地区	2013年2月
グラントマト筑西店	北関東地区	2016年1月
グラントマト東根店	山形県	2016年3月
グラントマト尾花沢店	山形県	2016年3月
グラントマト下妻店（業務スーパー併設）	北関東地区	2020年9月
グラントマト大平店	北関東地区	2021年10月
グラントマト猪苗代店	福島県会津地区	2025年6月
業務スーパー笠間友部店（2011年11月業態変更）	北関東地区	2007年9月
業務スーパー白河店	福島県県南地区	2008年2月
業務スーパー須賀川店	福島県県中・県北地区	2010年2月
業務スーパー二本松店	福島県県中・県北地区	2010年3月
業務スーパー結城店（2025年6月業態変更）	北関東地区	2011年11月
業務スーパー矢吹店	福島県県南地区	2013年9月
業務スーパー棚倉店	福島県県南地区	2020年3月
FOOD MART グラントマト船引店	福島県県中・県北地区	2017年9月

（2）農産流通部門

地元で生産される農業生産物や遠方の高品質な農業生産物まで、農業生産者との直接取引、自社物流、自社加工といった効率の良い仕組みを構築することで、時間短縮による鮮度維持とコストの低減を図り、消費者の求める品質・鮮度・価格を提供しております。

また、農業生産者からの米の買い付けと自社精米、苗の生産によるＰＢ商品の創出にも力を入れるなど、品質・鮮度・価格のレベルを高める事業を行っております。

具体的には、大きく分けて「米の販売(卸・ネット)」「農業生産資材の販売」「その他農業生産物の加工・販売」に分類することができます。

「米の販売(卸・ネット)」では、取引生産者の米は全て集荷・販売することを基本スタンスとして、精米・加工による品質向上といった付加価値を経由して販売を行っており、主に以下の３つの流れ・仕組みにより事業を展開しております。

Ａ．集荷→精米→加工・商品化→店舗へ供給・ネット販売
当社の米の流通・加工におけるもっともベーシックな仕組みであります。

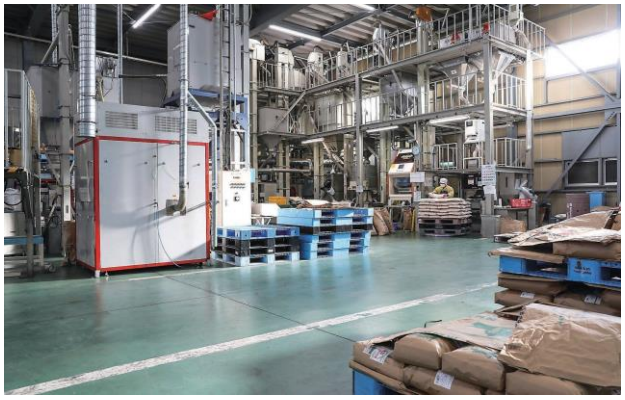
Ｂ．仕入→精米→加工・商品化→店舗へ供給・ネット販売・業務用取引先へ卸販売（白米卸）
白米卸は業務用取引先を中心に高品質な原料米に高品質な加工付加価値を付けて販売するものであります。

Ｃ．集荷・加工の過程で生まれる余剰米→卸先へ販売（玄米卸）
玄米卸は自社の米流通事業の中で、主に当初予定の取扱数量を超える余剰米を有効活用する位置づけの事業で、一定の得意先に販売しております。

「農業生産資材の販売」は、農業生産者を中心に、農業生産に要する生産資材等を訪問販売しております。農業生産者とのコミュニケーションや情報収集等、当社が目指す好循環スパイラルのベースにある事業であります。

「その他農業生産物の加工・販売」では、さつまいも、みかん、種ニンニク、ジャガイモの種等、高品質な農産品を、直接生産者へ赴いて買付を行い、付加価値を上げて店舗へ供給しております。また、優れた食味のトマト、キュウリ、ナスの苗のほか、花苗の栽培なども手掛け、製品化を進めております。

こうした流通経路を構築することで、農業生産者の経営も好転し、消費者の満足度も向上することから、高付加価値を創造できるものと考えております。





（3）福島ディストリビューションセンター（ＦＤＣ）・インターネット販売部門

物流の内製化と徹底した効率化、積上げられたノウハウによる目利き力を駆使して商品やサービスの価値の最大化に取り組み、取扱い商材のコントロールタワーとして、店舗へタイムリーに供給する一方で、インターネットを活用して、消費者へ直接お届けする事業を行っております。

ＦＤＣの機能として具体的には、大きく分けて、商品の「仕入と供給」と「インターネット販売」に分類することができます。

「仕入と供給」では、全社の商品の仕入れを統括し、当社の心臓といえる機能部門であります。ＤＣ型を採用した全量買い取り、自社物流による徹底した流通管理体制の構築、データ分析による売れ筋商品の開拓や優れた商品の開発とＰＢ化といった取り組みを通して、メーカー直接納入先を多数獲得するなど、仕入や店舗への供給に係るコスト低減とスピード化を実現しております。

「インターネット販売」では、こうした仕組みをベースに、「消費財」や「農業資材」の高品質な商品をリーズナブルな価格で提供しており、自社ＥＣサイトだけでなく楽天、ヤフーなどへも出店し、好評を得ております。

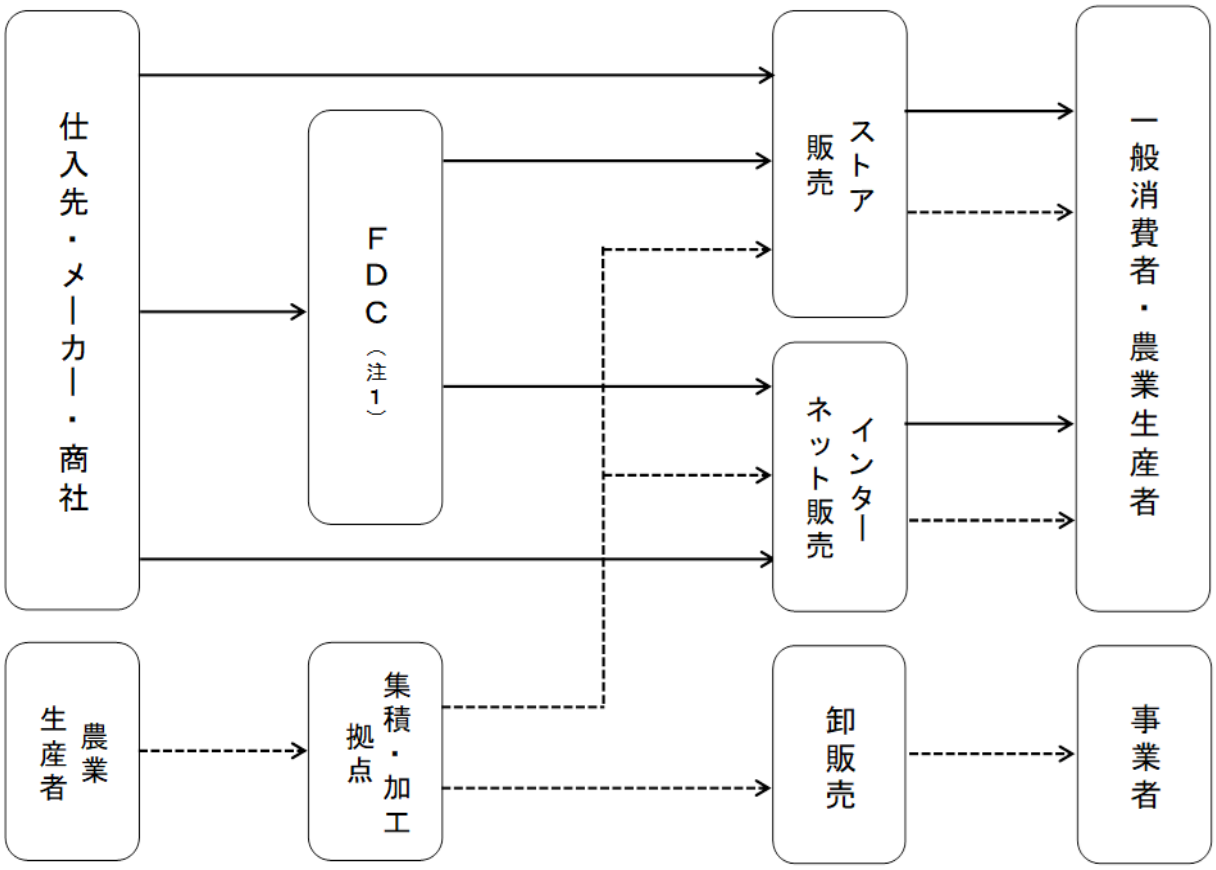






以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。

【事業系統図】



（注）1．FDC：福島ディストリビューションセンター
2．実線 ⟶ ：農業資材等の商品の流れ、点線 ⇢ ：農業生産物の流れ

4【関係会社の状況】

関係会社は、次のとおりであります。

名称	住所	資本金(千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係
(持分法非適用関連会社) グランユズリハ㈱(注)	福島県須賀川市	2,000	農業サービス	50	当社事業に関連 役員兼任１名 金融機関からの資金調達に係る保証

(注)　2023年12月13日に設立し、重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外したものであります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年８月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
133 (283)	40.8	7.2	4,995

(注) １．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（外数）で記載しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社では労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】
１【業績等の概要】
（１）業績
当事業年度（2025 年９月１日～2026 年８月 31 日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、不安定な国際情勢や円安の長期化、原材料・エネルギー価格の高騰などにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。
農業情勢においては、生産コストの価格転嫁が進み、農産物価格は回復基調にある一方、農業者人口の減少や気候変動による農産物の品質への影響など、農業を取り巻く環境は大きく変化しております。
このような状況のもと、当社は農業生産者、消費者及び各メーカーをつなぐサービスを提供する企業として、中期経営計画に基づき、事業の拡大と持続的成長に向けた基盤強化に取り組んでまいりました。
営業概況としては、主力のストア販売部門は、積極的なプロモーションと営業展開により、売上高は堅調に推移しました。
農産流通部門は、福島県内の主力エリアに加え、茨城県西地区や栃木地区への展開を進めるとともに、保管・精米設備への投資による生産能力及び品質の向上、インターネットを通じた米の販売拡大に取り組みました。
ＦＤＣ・インターネット販売部門は、商品構成の充実とプロモーションの効果により販売数量が増加し、売上高は大きく伸長しました。
この結果、部門別の売上高は、ストア販売部門が 11,748,130 千円（前期比 2.2%増）、農産流通部門が 6,980,042 千円（同 42.3%増）、ＦＤＣ・インターネット販売部門が 1,676,207 千円（同 27.8%増）、その他が 22,095 千円（同 10.4%減）となりました。
収益面では、従業員のＱＯＬ向上に向けた賃上げや設備投資を進める一方、適正売価の推進、プライベート商品の開発・販売拡大、自社生産種苗の施設増強、農業生産支援事業の拡大など、生産から販売までの垂直統合による生産性向上に取り組みました。
しかしながら、農産流通部門において、想定を大きく超える米相場の下落が続いたことから、将来の在庫滞留リスク回避を優先し、市況を見極めながら販売を進めました。その結果、販売単価の大幅な下落に伴う多額の販売差損が発生し、同部門の業績は前回予想を大幅に下回りました。
この結果、ストア販売部門及びＦＤＣ・インターネット販売部門は堅調に推移したものの、農産流通部門の損失を吸収するには至らず、収益面では厳しい結果となりました。
なお、令和７年産米については販売を概ね完了しており、今後の価格下落による在庫評価損が全社業績に与える影響は限定的と見込んでおります。
以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高 20,426,476 千円（前期比 15.2%増）、営業損失 754,734 千円（前期は営業利益 710,115 千円）、経常損失 880,810 千円（前期は経常利益 679,628 千円）、当期純損失 778,498 千円（前期は当期純利益 456,419 千円）となりました。

当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

（２）キャッシュ・フローの状況
当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は前事業年度末に比べ 641,043 千円増加し、1,260,093 千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）
営業活動によるキャッシュ・フローは 1,093,791 千円の支出（前年同期は 436,682 千円の収入）となりました。税引前当期純損失 859,631 千円、減価償却費 298,148 千円、支払利息 130,279 千円、法人税等の支払額 156,745 千円が主な変動要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは 522,004 千円の支出(前年同期は 581,447 千円の支出)となりました。有形固定資産の取得による支出 536,334 千円が主な変動要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは 2,256,840 千円の収入(前年同期は 200,995 千円の収入)となりました。短期借入金の純増加額 1,048,200 千円、長期借入れによる収入 1,869,750 千円が主な変動要因であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

サービスの名称	当事業年度 (自　2025年9月　1日 至　2026年8月31日)	前年同期比(%)
ストア販売部門(千円)	11,748,130	102.2
農産流通部門(千円)	6,980,042	142.3
ＦＤＣ・インターネット販売部門(千円)	1,676,207	127.8
その他(千円)	22,095	89.6
合計(千円)	20,426,476	115.2

(注) ＦＤＣは、福島ディストリビューションセンターの略称であります。

3【対処すべき課題】

当社は、「農業＝食糧」をテーマに、農業生産者から消費者まで綿密且つ有機的に連携させる仕組みを構築することで、農業生産者と消費者双方の利益が最大化するよう日本農業の発展に貢献したいと考えております。

これを実現するために、農業関連資材や農業生産物の販売、食料品販売、農業生産及び流通のサポート等、「生産」「流通」「販売」の機能向上への取組みを通して、アグリソリューション事業を展開しております。

当面の対処すべき課題を以下の通り認識し、対策に取り組んでまいります。

（1）事業戦略

魅力的な商品やサービスを低コストで届けることのできるシステムを構築することは、業種・業態の垣根を越えた販売競争の激化や人口減少により市場規模が縮小する中にあって、極めて重要であると考えております。これを実現するため、商品の開発、生産・加工品の鮮度・品質の向上を図るべく事業の垂直統合を推し進め、リアル・ネット店舗に水平展開するなど、競争力の強化に取り組んでまいります。

また、近時の米相場の急激な変動により、在庫評価及び収益に影響を受ける局面が顕在化しており、当社においては市況変動リスクへの対応が重要な経営課題であると認識しております。このため、需給動向を踏まえた在庫水準の管理及び売価統制の強化に取り組み、収益の安定化を図ってまいります。

（2）人材の確保及び育成

当社にとって最大の資産は、当社の保有する経験・ノウハウを担っていく「人」であり、継続的に企業価値を向上していくためにも優秀な人材を安定的に確保していくことは極めて重要であると考えております。経営資源である人材を十分かつ適時に確保するために、採用力を強化し、人材の獲得に向けて積極的に活動するとともに、労働環境の向上や福利厚生の充実、定期的な社内研修の実施等、教育制度の充実に努めてまいります。

また、米相場や需給動向を的確に把握し、仕入・在庫・販売の最適化を図るため、データ分析力及び現場判断力を兼ね備えた人材の育成を強化してまいります。

（3）内部統制、リスク管理体制の整備・強化及びコンプライアンスの徹底

当社の継続的な拡大を支えていくために、当社としては業況推移を常時正確に把握し、適時・適切に経営判断に反映させていくことが重要であると考えております。また、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制のさらなる充実・強化が重要であると認識しております。社会環境と安全性を重視し、法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会の機能強化と社内の徹底した情報共有化のための施策に取り組んでまいります。

（4）事業拡大に伴い増大する資金の調達力の強化

当社が安定して成長していくために、資金調達力の強化は不可欠であります。現在、調達は間接金融で行っておりますが、今後は直接金融も含めた調達力の強化を図り、より安定した財務基盤の構築に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスクの可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針であります。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

（1）法的規制について

当社は、食品衛生法、食品表示法、HACCP 支援法（※）等、食に係る法律をはじめとして、さまざまな法的規制を遵守しております。当社としては、法的手続きによる権利の保全にも万全を期しておりますが、今後、法的な制度変更等により、当社の事業運営に制約が課されるような事象が発生した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

※HACCP 支援法（食品の製造過程の管理高度化に関する臨時措置法）は、食品の安全性の向上と品質管理の徹底等への社会的な要請に基づき、食品製造業界全体に HACCP の導入を促進するため、1998 年５月に５年間の時限法として制定され（同年７月１日施行）、2003 年６月（同年７月１日施行）、2008 年６月（同年７月１日施行）にそれぞれ５年間延長する改正法が公布されたものであります。

（2）品質に関するリスク

食品業界におきましては、近年発生した食の安全性に関わる事件により、製品の安全性に対する関心は依然として高い状況にあります。このような状況下、当社は原材料の HACCP に対応した衛生品質管理の徹底により、安心、安全で高品質な製品の提供に努めております。

しかしながら、原材料や生産工程等における不測の品質事故などが発生し、製品の回収や製造物責任賠償が発生した場合には多額のコスト負担や当社の信用の低下を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（3）自然災害、感染症のリスクについて

地震、風水害などの自然災害により社屋、従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社に直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

また、ウイルスなどの感染症等につきましては、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の蔓延等の要因による顧客の購買意欲の後退等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（4）経済状況及び消費動向による影響について

当社の主力サービスである農業関連資材販売及び食料品販売は、景気動向、競合による販売価格動向、税制改正等の影響を受ける傾向があります。将来、このような事態が発生した場合には、顧客の購買意欲の低下につながり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（5）災害発生リスクについて

当社の主力サービスである農業関連資材販売及び農業生産物販売は、異常気象による天候不順や風水害等の自然災害により、農業生産物が不作・凶作の場合、農業関連資材及び農業生産物の供給と販売に影響を受ける可能性があります。このような事態が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（6）営業エリアについて

当社は福島県、茨城県、栃木県、山形県を中心に多店舗展開しております。このことから、当該エリアの経済状況、農業政策、都市計画、雇用状況等による環境変化の影響を受ける可能性があります。

しかしながら、当社が展開する店舗は、地域・環境等の特性に合わせて農業資材・食料品等の取扱い内容をカスタマイズするなど、業態を変換できる強みを有していると認識しており、影響は一定レベル抑制できるものと考えております。

（7）店舗展開に関するリスク

当社は、福島県をはじめとした４県にて、農業関連資材及び産直生産物を販売する「グラントマト店舗（17 店舗）」と食料品を販売する「フードマート店舗（８店舗）」の運営を行っております。

今後も立地条件や店舗の採算性などを勘案しながら、直営店やフランチャイズ店の出店を行っていく方針であります。

しかしながら、当社の出店条件に合致する物件が見つからなかった場合や、工事や人員確保等の遅れた場合には、出店を見合わせることもあり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（８）賃借物件への依存について

当社が展開する店舗の大部分は、賃貸人からの賃借物件となっております。これは資産の固定化を回避するとともに、機動的な出退店を可能にするためであります。

しかしながら、賃借物件の場合には、賃貸人側の事情により対象物件の継続使用が困難となる場合があります。また、賃貸人に差し入れている敷金・保証金等について、賃貸人の破綻や経済環境の悪化等の事由により一部または全部の回収が不能となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（９）フランチャイズ契約について

当社は、㈱オーシャンシステムとのフランチャイズ契約に基づき、「業務スーパー」を展開しております。これらのフランチャイズ契約につきましては、エリアライセンス制度により当社の営業地域が限定されております。

したがいまして、当社がこれらのブランドを使用して営業地域を拡大していくためには、既存系列店舗の営業区域を考慮しながら、新たにフランチャイズ契約を締結する必要があります。

(10) 固定資産の減損について

当社は、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しており、毎期、固定資産の価値を評価しております。

今後、店舗等の収益性が悪化し、短期間に回復が望めない場合や保有資産の市場価値が著しく下落すること等により、減損処理が必要となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 在庫について

当社は、福島ディストリビューションセンター（ＦＤＣ）を物流の拠点として、徹底した在庫管理とタイムリーな供給、これを機能させる情報システムの整備等を進めてまいりました。

しかしながら、当社が取り扱う商品、特に「米」については、市場価格の変動の影響を受けやすく、仕入後に価格が下落した場合には、棚卸資産の評価損を計上する可能性があります。また、需給環境の変化等により在庫の滞留が発生した場合には、収益性の低下につながる可能性があります。

さらに、地震、風水害などの自然災害により、商品が大量に破損・損壊するような事象が発生した場合にも、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 有利子負債への依存について

当社は、財政状態の健全性や経営の安全性に配慮しつつ、手許資金とのバランスを考えながら借入額や借入時期を調整しております。それら借入金の使途は、主に商品の仕入及び米の買い付け資金並びに事業運営に係る設備投資になります。

しかしながら、市場金利が上昇する局面や、当社の調達金利が上昇した場合には、支払利息が増加し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、資金調達に際しては、特定の金融機関に依存することなく、資金使途に応じて金融機関に融資を打診しておりますが、何らかの要因により当社が必要とする資金調達に制約を受けた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) システムダウンに関するリスク

当社の事業は、コンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績は深刻な影響を受けます。

当社のコンピューターシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、不正アクセス等による情報漏洩等が生じた場合及びコンピューターウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 情報の管理について

当社は、社内体制を整備し、お客様及びお取引先様等のデータ並びに売上・仕入等の営業上のデータを保有し、管理しております。具体的には、自社専用サーバーを設置し、特定の社員が管理・牽制することにより、情報の社外流出防止等のセキュリティを強化しております。また、役職員に対する個人情報保護に関する教育・研修を実施すること等により、情報管理の徹底に努めております。

しかしながら、これらの対策にもかかわらず犯罪行為やコンピューターシステムの障害等により情報の漏洩・流出の起こる可能性は否定できず、そのような事態が発生した場合には、損害賠償請求や社会的信用の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 特定人材への依存について

当社の代表取締役社長である南條浩は、当社の最高経営責任者として、永年に亘り経営方針や経営戦略の決定を行っており、事業上の重要な役割を担っております。こうした状況を踏まえ、同氏に過度に依存することがない経営体制の整備・強化を進めております。

しかしながら、現状において、何らかの理由により同氏が業務を遂行することが困難になった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 人材の確保及び育成について

当社の事業遂行においては、より柔軟で有能な人材を確保・育成・定着させることが重要な戦略の一つであると考えており、日々の研鑽を通して、世界に通用する人材の育成に取り組んでおります。また、地域からの採用・人材の確保は、地域の活性化に寄与するものと考えており、積極的に採用を行っております。

しかしながら、何らかの要因により十分な人材の確保ができない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 米相場変動に関するリスク

当社の農産流通部門において取り扱う「米」は、市場における需給バランス、天候、政策動向、消費動向等の影響を受け、その価格が大きく変動する特性を有しております。

米価は、需給環境の変化等により短期間で価格が大きく下落する場合があり、当社が保有する在庫について評価損の計上を余儀なくされる可能性があります。また、仕入価格と販売価格の乖離が生じることにより、収益性が大きく変動する可能性があります。

(18) 財務制限条項に関するリスク

当社は、事業上必要な資金調達のため、金融機関との間で借入契約を締結しており、これらの契約の中には、純資産維持及び経常利益確保等の財務制限条項が付加されているものがあります。今後、経営成績の著しい悪化等により財務制限条項に抵触した場合、借入先金融機関の請求により当該借入について期限の利益を喪失し、一括返済を求められるなど、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

なお、財務制限条項の詳細は「第３　事業の状況　５経営上の重要な契約等　コミットメントライン契約」記載のとおりであります。

(19) 担当 J-Adviser との契約について

当社は、㈱東京証券取引所が運営している証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業であります。

当社では、フィリップ・キャピタル証券㈱（旧フィリップ証券）を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020 年８月 31 日にフィリップ・キャピタル証券㈱（旧フィリップ証券）との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券㈱（旧フィリップ証券）（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日(連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日)に債務超過の状態である場合において(上場後３年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く)、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及び、ｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の(ａ)又は(ｂ)の場合の区分に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則

として本契約の解除は行わないものとする。
再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。
ａ　次の(ａ)又は(ｂ)に定める場合に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に定める事項に該当すること。
（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
ｂ　当該再建計画に次の(ａ)及び(ｂ)に掲げる事項が記載されていること。
（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
（ｂ）前ａの(ａ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ｂ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
⑤事業活動の停止
甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。
なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(ａ)又は(ｂ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日
（ａ）TOKYO PRO Market の上場株券等
（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
ｃ　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
⑥不適当な合併等
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ 非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ 他の者への事業の譲渡、ⅶ 非上場会社との業務上の提携、ⅷ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。
⑦支配株主との取引の健全性の毀損
第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
⑧発行者情報等の提出遅延
甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
⑨虚偽記載又は不適正意見等
次のａ又はｂに該当する場合
ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が 300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

１．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

２．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

３．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

(業務スーパーフランチャイズ契約)

会社名	相手先の名称	国名	契約内容	契約期間
グラントマト㈱	㈱オーシャンシステム(エリアライセンサーフランチャイザー)	日本	契約店舗名(業務スーパー白河店) 業務用食材・酒・資材等を扱う「業務スーパー」のフランチャイズ加盟店契約	契約日　2008年2月1日 契約期限　2027年2月8日 (満了後は1年自動更新)
グラントマト㈱	㈱オーシャンシステム(エリアライセンサーフランチャイザー)	日本	契約店舗名(業務スーパー須賀川店) 業務用食材・酒・資材等を扱う「業務スーパー」のフランチャイズ加盟店契約	契約日　2010年1月18日 契約期限　2027年2月10日 (満了後は1年自動更新)
グラントマト㈱	㈱オーシャンシステム(エリアライセンサーフランチャイザー)	日本	契約店舗名(業務スーパー二本松店) 業務用食材・酒・資材等を扱う「業務スーパー」のフランチャイズ加盟店契約	契約日　2010年2月18日 契約期限　2027年3月11日 (満了後は1年自動更新)
グラントマト㈱	㈱オーシャンシステム(エリアライセンサーフランチャイザー)	日本	契約店舗名(業務スーパー笠間友部店) 業務用食材・酒・資材等を扱う「業務スーパー」のフランチャイズ加盟店契約	契約日　2011年10月28日 契約期限　2027年10月27日 (満了後は1年自動更新)
グラントマト㈱	㈱オーシャンシステム(エリアライセンサーフランチャイザー)	日本	契約店舗名(業務スーパー結城店) 業務用食材・酒・資材等を扱う「業務スーパー」のフランチャイズ加盟店契約	契約日　2011年11月21日 契約期限　2027年11月20日 (満了後は1年自動更新)
グラントマト㈱	㈱オーシャンシステム(エリアライセンサーフランチャイザー)	日本	契約店舗名(業務スーパー矢吹店) 業務用食材・酒・資材等を扱う「業務スーパー」のフランチャイズ加盟店契約	契約日　2013年8月26日 契約期限　2027年9月18日 (満了後は1年自動更新)
グラントマト㈱	㈱オーシャンシステム(エリアライセンサーフランチャイザー)	日本	契約店舗名(業務スーパー下妻店) 業務用食材・酒・資材等を扱う「業務スーパー」のフランチャイズ加盟店契約	契約日　2019年8月　9日 契約期限　2027年9月14日 (満了後は自動更新)
グラントマト㈱	㈱オーシャンシステム(エリアライセンサーフランチャイザー)	日本	契約店舗名(業務スーパー棚倉店) 業務用食材・酒・資材等を扱う「業務スーパー」のフランチャイズ加盟店契約	契約日　2020年2月28日 契約期限　2027年3月13日 (満了後は自動更新)

※契約期間については、契約更新の条件を満たす場合で、契約期間満了の3ヵ月前までに、いずれか一方からその相手方に対して本契約を終了する旨の文書による通知がない限り自動的に更新されるものとしております。

（コミットメントライン契約）

契約形態	シンジケートローン方式によるコミットメントライン
組成金額	1,700,000,000 円
当事業年度末残高	0 円
アレンジャー	株式会社足利銀行
エージェント	株式会社足利銀行
参加金融機関	株式会社足利銀行 株式会社山形銀行 株式会社栃木銀行
資金使途	米仕入資金
担保	なし
保証	なし
契約締結日	2025 年 9 月 30 日
コミットメント期間	2025 年 10 月 8 日～2026 年 10 月 8 日
財務制限条項	(1)2026 年８月期以降、各事業年度の末日における借入人の報告書等に含まれる単体の損益計算書に記載される経常損益を２期連続して損失としないこと。 (2)各事業年度の末日における借入人の報告書等に含まれる単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2027 年８月期以降、2026 年８月期もしくは直前の事業年度の末日における借入人の報告書等に含まれる単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額のいずれか高いほう(同額である場合は当該額)の金額の 75%以上に維持すること。

6【研究開発活動】

当社は、「アグリ市場における好循環スパイラルによって、農業生産者や消費者、各企業の皆様をつなぐサービスを創出し提供する」という経営方針を掲げ、アグリソリューション事業を展開しております。こうした経営方針に基づき、新たな「製品」や「サービス」の開発に加え、地球環境に配慮し、ＳＤＧｓの理念に資する「製品」や「サービス」の開発と「ビジネス分野」の開拓を目的に、日々、研究を重ねております。

これらの取り組みにおいては、高品質な米や種苗の製品化など着々と成果を上げており、今後も引き続き、農業生産者と消費者双方の利益が最大化するよう、日本農業の発展に貢献すべく、鋭意努力してまいります。

当事業年度における当社が取り組んだ研究・開発事項に関連して支出した費用の総額は 88,773 千円であり、主な研究・開発内容は以下のとおりであります。

（１）米の高品質な生産加工技術の開発

（２）米の作付けから収穫の生産性向上に資する従来の方法によらない革新的な技術の開発

（３）野菜、果樹及び苗などの品質向上と新たな商品開発

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 5,036,473 千円で、前事業年度末に比べ 1,042,529 千円増加いたしました。現金及び預金の増加 804,458 千円、商品の減少 24,420 千円、未収入金の増加 134,698 千円、未収還付法人税等の増加 104,571 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 2,962,996 千円で、前事業年度末に比べ 361,816 千円増加いたしました。有形固定資産の増加 279,689 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 4,186,547 千円で、前事業年度末に比べ 875,423 千円増加いたしました。短期借入金の増加 1,048,200 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 2,969,502 千円で、前事業年度末に比べ 1,291,061 千円増加いたしました。長期借入金の増加 1,279,758 千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は 843,420 千円で、前事業年度末に比べ 762,138 千円減少いたしました。資本金の増加 49,500 千円、資本準備金の増加 49,500 千円、当期純損失 778,498 千円による利益剰余金の減少が主な変動要因であります。

（3）経営成績の分析

「1　【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

（4）キャッシュ・フローの状況の分析

「1　【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第４【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当事業年度（自 2025 年９月１日　　至 2026 年８月 31 日）

当事業年度は会津倉庫新設、精米設備増設など、総額 692,154 千円（建設仮勘定を除く）の設備投資を行いました。

なお、当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

２【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。　　2026 年８月 31 日現在

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額						従業員数（人）
		建物（千円）	構築物（千円）	機械装置（千円）	土地（千円）（面積㎡）	その他（千円）	合計（千円）	
グラントマト玉川店ほか24店舗	販売店舗	381,953	114,306	46,397	223,013（17,248.40）	77,245	842,916	77（204）
精米工場（福島県須賀川市）	精米加工設備	333,639	4,873	106,219	82,568（27,585.54）	37,046	564,347	13（20）
アグリサポート須賀川店（福島県須賀川市）	販売店舗・苗等生産設備	2,254	16,461	23,410	111,009（62,400.03）	7,857	160,994	8（8）
アグリサポート会津店（福島県喜多方市）	販売店舗・米倉庫	425,383	81,185	20,199	66,498（6,718.00）	3,437	596,704	5（2）
グラントマト川越工場（埼玉県川越市）	猫砂製造設備	―	―	21,817	―	983	22,801	2（0）
福島ディストリビューションセンター（福島県岩瀬郡鏡石町）	物流機能	50,059	12,158	8,965	300,000（55,884.00）	18,057	389,240	20（36）
管理本部（福島県須賀川市）	本社機能	11,200	2,904	1,258	9,592（245.11）	48,352	73,309	8（5）

（注）１．帳簿価額のうち「その他」は、機械装置、車両運搬具及びソフトウエアの合計であります。
２．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（外数）で記載しております。
３．当社の報告セグメントは、「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

３【設備の新設、除却等の計画】　　2026 年８月 31 日現在

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、最近日現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

（１）重要な設備の新設等

事業所名（所在地）	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完成予定年月		完成後の増加能力
		総額（千円）	既支払額（千円）		着手	完了	
グラントマト精米設備（福島県須賀川市）	精米設備	134,276	―	自己資金及び借入金	2026.9	2026.10	（注）

（注）１．当社の報告セグメントは、「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。
２．完成後の増加能力については、合理的な算出が困難なため記載を省略しております。

（2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（株）（2026年8月31日）	公表日現在発行数（株）（2026年11月27日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,680,000	5,548,000	2,132,000	2,132,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	7,680,000	5,548,000	2,132,000	2,132,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2024年4月26日（注）1	80,000	2,000,000	48,000	78,000	48,000	114,000
2025年5月30日（注）2	66,000	2,066,000	49,500	127,500	49,500	163,500
2026年6月30日（注）3	66,000	2,132,000	49,500	177,000	49,500	213,000

（注）１．2024年４月１日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2024年４月26日付け第三者割当による募集株式発行を実施いたしました。
発行価額：1,200 円
資本組入額：600 円
割当先：㈱古谷商店、㈱おてんとさん、㈲南條商店、福井精米㈱

（注）２．2024年11月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、2025年５月30日付け第三者割当による募集株式発行を実施いたしました。
発行価額：1,500円
資本組入額：750円
主な割当先：㈱平成工業、ジャパンリアルティマネージメント㈱、㈱鈴商、㈱冨山、㈱なかよし商会、佐藤燃料㈱

（注）３．2025年11月22日開催の定時株主総会の決議に基づき、2026年６月30日付け第三者割当による募集株式発行を実施いたしました。
発行価額：1,500円
資本組入額：750円
主な割当先：㈱古谷商店、福井精米㈱、㈱おてんとさん、佐藤㈱
ジャパンリアルティマネージメント㈱、㈱平成工業、遠藤誠也

（６）【所有者別状況】

2026年８月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	―	―	12	―	―	37	49	―
所有株式数（単元）	―	―	―	14,400	―	―	6,920	21,320	―
所有株式数の割合（%）	―	―	―	67.5	―	―	32.5	100	―

（７）【大株主の状況】

2026年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
有限会社南條商店	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内９番地８	1,217,900	57.12
グラントマト従業員持株会	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内９番地５	289,900	13.60
南條　浩	福島県石川郡古殿町	100,200	4.70
石井　康雄	福島県岩瀬郡鏡石町	50,000	2.35
株式会社古谷商店	静岡県静岡市駿河区小鹿２－１８－１０	47,000	2.20
緑川　泰由	福島県石川郡古殿町	40,000	1.88
佐藤株式会社	福島県郡山市中町２番７号	39,000	1.83
株式会社おてんとさん	宮城県大崎市古川休塚字南田９	28,000	1.31
株式会社平成工業	福島県西白河郡矢吹町赤沢６３２－５	28,000	1.31
福井精米株式会社	福井県福井市森行町	26,000	1.22
計	―	1,866,000	87.52

（８）【議決権の状況】

①　【発行済株式】　　2026年８月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　2,132,000	21,320	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	2,132,000	―	―
総株主の議決権	―	21,320	―

②　【自己株式等】

該当事項はありません。

（９）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

（10）【役員・従業員株式所有制度の内容】

①従業員株式所有制度の概要

当社は、従業員が自社株式を定期的に取得・保有し、財産形成の一助とすることを目的として、従業員持株会制度を導入しております。

②従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

特段の定めは設けておりません。

③当該従業員株式所有制度による受益者その他の権利を受けることができる者の範囲

当社の従業員に限定しております。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３【配当政策】

当社では、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針として、配当性向 20%をベースに検討することとしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本方針としております。配当の決定機関につきましては、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

第 33 期事業年度の剰余金の配当につきましては、当期の業績等を勘案し、無配といたしました。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開の促進及び経営基盤の強化へ投入していくこととしております。

なお、当社は、会社法第 454 条第５項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

４【株価の推移】

（１）【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第 31 期	第 32 期	第 33 期
決算年月	2024 年８月	2025 年８月	2026 年８月
最高（円）	1,200	1,200	1,200
最低（円）	1,200	1,200	1,200

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2026 年３月	４月	５月	６月	７月	８月
最高（円）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	―
最低（円）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	―

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。

5【役員の状況】

男性 6名　女性 —名　（役員のうち女性の比率 —%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数（株）
代表取締役	社長	南條　浩	1964年 4月7日生	1987年4月 1994年8月 1999年4月 2005年8月	南條商店 入社 有限会社ナンジョウアグリサービス（現 グラントマト株式会社）設立 取締役 株式会社ナンジョウアグリサービス 代表取締役社長 グラントマト株式会社（社名変更）代表取締役社長（現任）	（注）1	（注）3	100,200
取締役	専務	石井康雄	1973年 9月21日生	1994年4月 1998年8月 2009年3月 2014年8月 2019年11月 2026年11月	株式会社エヌケー製作所 入社 株式会社ナンジョウアグリサービス（現 グラントマト株式会社）入社 グラントマト株式会社 取締役 グラントマト株式会社取締役専務 グラントマト株式会社取締役専務（代表取締役） グラントマト株式会社　取締役専務（現任）	（注）1	（注）3	50,000
取締役	—	高橋　洋	1980年 6月8日生	2003年4月 2019年9月 2020年10月	株式会社ナンジョウアグリサービス（現 グラントマト株式会社）入社 グラントマト株式会社 執行役員 運営部部長 グラントマト株式会社 取締役 運営部部長（現任）	（注）1	（注）3	12,500
取締役監査等委員	—	海上一博	1957年 10月16日生	1981年4月 1994年4月 1996年8月 2007年9月 2015年9月 2021年9月 2024年8月 2024年11月	片倉チッカリン株式会社 入社 株式会社タカラ郡山工業 入社 株式会社ナンジョウアグリサービス（現 グラントマト株式会社）入社 グラントマト物流株式会社 代表取締役社長 グラントマト株式会社 入社 グラントマト株式会社 内部監査室 グラントマト株式会社 監査役 グラントマト株式会社 取締役監査等委員（現任）	（注）2	（注）3	—
取締役監査等委員	—	鈴木秀総	1980年 10月11日生	2008年12月 2016年11月 2017年6月 2020年8月 2021年11月 2024年11月 2025年6月 2025年11月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 おおさき総合法律会計事務所開設（現任） 株式会社ホットマン 監査役 就任 株式会社中央会計企画 代表取締役 就任（現任） グラントマト株式会社 監査役 グラントマト株式会社 取締役監査等委員（現任） 株式会社ホットマン 監査役 退任 株式会社オノヤ　監査役（現任）	（注）2	（注）3	—
取締役監査等委員	—	三瓶正	1975年 4月25日生	2004年10月 2006年10月 2009年4月 2013年5月 2024年8月 2024年11月	司法試験合格 福島弁護士会に弁護士登録 郡山タワー法律事務所（現弁護士法人アルマ）開設　代表弁護士 弁護士法人アルマ（法人化）代表弁護士 就任（現任） グラントマト株式会社 監査役 グラントマト株式会社 取締役監査等委員（現任）	（注）2	（注）3	—
計								162,700

（注）1．監査等委員でない取締役の任期は、2026年8月期に係る定時株主総会終結の時から2027年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

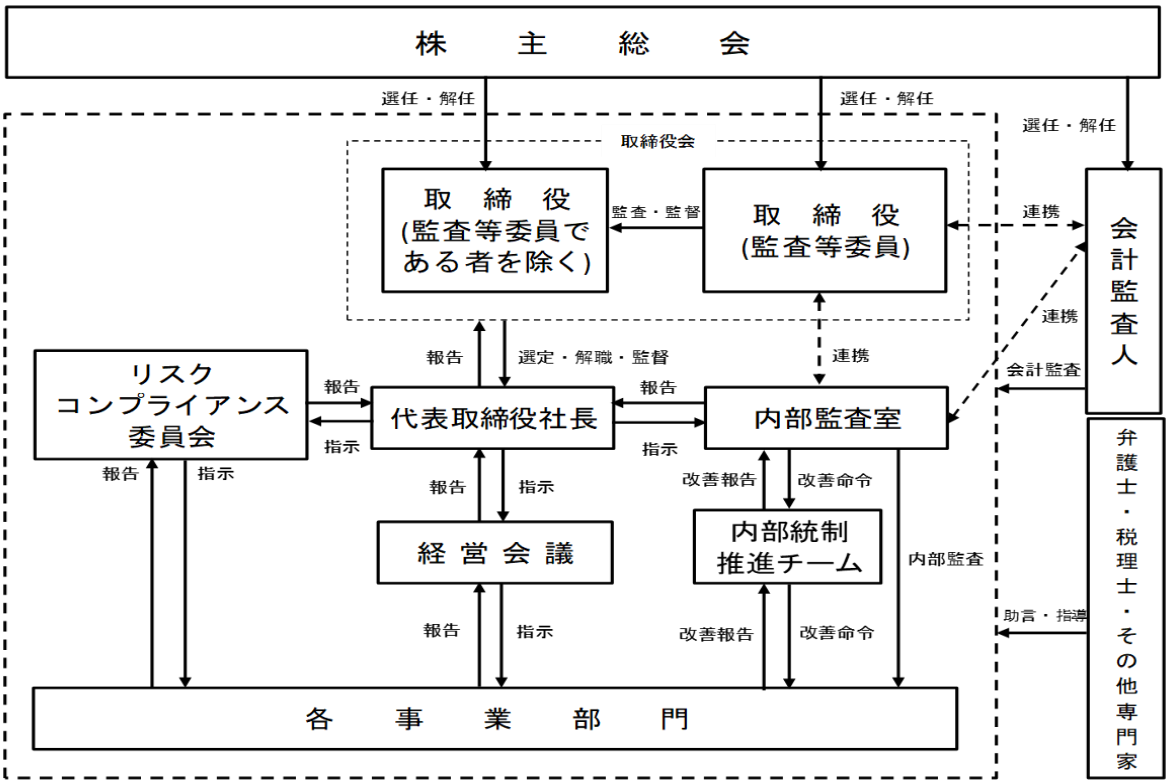
2．監査等委員である取締役の任期は、2026年8月期に係る定時株主総会終結の時から2028年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3．2026年8月期における役員報酬の総額は 75,600千円を支給しております。

４．監査等委員である取締役鈴木秀総氏及び三瓶正氏は、社外取締役(監査等委員)であります。
５．取締役　遠藤誠也氏は 2026 年 11 月 21 日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、食と共に歩むアグリビジネスカンパニーとして、「安心でおいしい食物と健康をすべての食卓へ」を経営理念としております。そのため、農業生産者様から一般消費者様にいたるサプライチェーンのすべての場面において、アグリビジネスを営む者としての社会的責任や法令遵守を第一に考え、それを適切に履行するためのコーポレート・ガバナンスの体制整備を最も重要な経営課題として位置付けております。

また、当社では、経営意思決定の迅速化を図ると同時に、適時適切な業務執行を効果的かつ効率的におこなうよう取り組んでおりますが、そのプロセスや結果の妥当性に係る監視・監督を通して、経営層に対する牽制を強化し、経営における透明性の向上及び健全化に努めております。これらを丁寧に実践していくことにより、強固なコーポレート・ガバナンスが醸成され、競争力を向上させることにより、各ステークホルダー(株主等)様の利益が最大化するものと認識しております。

②会社の機関の内容

イ．株主総会

株主総会は、決算日終了後３か月以内に開催することとしております。株主総会は、経営の基本的事項を定めるための最高意思決定機関であることに鑑み、定時の開催のみならず、開催事由が発生した際には速やかに招集通知を発出し、決議を請うこととしております。

ロ．取締役会

当社は取締役会設置会社であります。監査等委員でない取締役３名、監査等委員である取締役１名及び監査等委員である社外取締役２名で構成し、原則として月１回開催の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた専決事項のほか、経営に関する重要な事項や非経常的な事項を、適時適切に承認・報告・決議し、善管注意義務及び忠実義務の履行に努めております。また、各取締役の業務執行については、取締役相互の監視・監督義務を忠実におこなうことを通して牽制機能を確保し、必要事項の報告を行うと同時に、意見を請うことで、各取締役に対する牽制が、より強固に機能しております。

ハ．監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員である取締役３名で構成されており、常勤監査等委員が委員長となり、原則として月１回開催し、取締役会と協働して、監督機能の一翼を担うとともに株主の付託を受けて取締役の業務執行の監査を実施しております。会計監査人及び内部監査室担当者と緊密な連携を保つために定期的な情報・意見交換を行い、監査の有効性及び効率性を高めております。

ニ．会計監査人

当社は、2026年８月期において、監査法人コスモスと監査契約に基づき、同監査法人が独立した立場から実施した「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づく監査を受けております。当該事業年度において監査を執行した公認会計士は、新開智之氏及び寺島洋希氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また、当該監査業務に係る補助者は、公認会計士４名、その他１名であります。当社と監査に従事した公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

なお、2026年11月21日開催の定時株主総会において、将来的な東京証券取引所の本則市場への上場を見据えた監査体制の充実及び強化を目的として、新たに監査法人ＦＲＩＱを会計監査人に選任いたしました。これに伴い、監査法人コスモスは、同定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。

ホ．経営会議

経営会議では、各営業部門のトップを務める取締役により、部門長を中心とした管理職や実務担当者が招集され、取締役会で決定した方針や営業施策等の重要事項を伝達しております。一方、各営業部門からの報告や相談を受け、新たな経営上のリスク・課題につながる情報を収集して、取締役会で協議することとしております。月１回の開催を原則としつつ、部門間の情報伝達は密におこない、会議の開催に関わらず、経営上のリスク・課題を把握する活動をおこなっております。

ヘ．リスク・コンプライアンス委員会

当社では、内部統制の主たる目的のひとつである「法令遵守(コンプライアンス)」を確実に達成するため、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、リスク管理責任者を委員長とし、取締役及び各部長で構成され、原則毎月１回開催しております。コンプライアンスに抵触・逸脱する可能性のある事案は、持続可能な企業としての成長性を阻害する大きな経営上のリスクになることから、その重要性を周知するため、適宜、コンプライアンス研修、不当要求防止研修等の社内研修を実施しております。

ト．内部監査

当社における内部監査は、代表取締役社長の直轄組織として被監査部門から独立した専任の内部監査室担当者１名が担当しており、被監査部門の業務が規程やマニュアルに準拠し、逸脱なく行われているかという観点から実施しております。なお、当該内部監査には、業務の有効性や効率性、法令遵守、財務報告の信頼性、資産の保全という統制目的の達成状況の評価も含まれます。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

ａ．監査等委員でない取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・監査等委員でない取締役は、善管注意義務・忠実義務の意味を理解し、経営におけるすべての場面で、常にその義務を履行することが必要であることを理解する。
・重大な法令等違反行為を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告すると同時に、取締役会において報告する。
・監査等委員でない取締役は、コンプライアンスに関連する諸規程の理解を深め、自ら率先して誠実に遵守する。
・管理部門では、日常的に営業部門に対する牽制と指導をおこなうと同時に、内部監査室と連携し、コンプライアンスへの抵触または逸脱を予防する。

・法令等違反の疑いがある場合には、代表取締役社長をトップとするコンプライアンス推進委員会を設置したうえ、その原因究明、再発防止策の策定までおこない、報告書を社内に共有する。
・内部監査室は、業務の有効性・効率性向上とコンプライアンスの観点から、内部監査を実施する。
・法令等違反行為が疑われる場合には、その相談窓口を管理本部にする。
・反社会的勢力を排除するため、新たな取引先に対しては、同業他社から情報提供を受けたり、民間与信会社への照会をおこない、一切の関係を遮断するよう努める。また、警察とも緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

b．監査等委員でない取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・各種会議体で協議した内容は、すべて議事録として記録し、法令及び文書管理規程等の各種規程に基づき、保存・管理する。
・監査等委員でない取締役に対する業務執行の適正化と監視・監督の一環として、議事録は監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役がいつでも閲覧できるように管理する。
・機密情報については、法令及び「機密管理規程」に基づき厳重に管理する。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・取締役会は、経営上のリスク管理・評価をおこなう責任と権限があり、営業及び管理の両部門において発生しうるリスクの把握に努め、リスクの程度と解決のための優先度に応じて、対応方針及び対策を決定する。
・未認識のリスクが生じないよう、経営会議においては常にリスクの把握に努め、営業部門から情報収集をおこない、必要に応じ、監査等委員である取締役や内部監査室にも相談しながら評価を進める。
・災害等の自社のコントロールが利かないリスクに対しては、災害対策マニュアル等にしたがい、対応する。

d．監査等委員でない取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会は、原則として月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
・取締役会は、当社の中期経営計画及び年度予算を決定し、その執行状況を監督する。
・監査等委員でない取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
・取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及び責任の範囲並びに執行手続きの詳細について定める。

e．監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、協議のうえ、必要な人員を配置する。
・当該使用人については、補助していなければ入手し得ない社内秘情報に触れる可能性があるため、設置する場合には、守秘義務を含めた「宣誓書」を取ることとする。

f．監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
・使用人が補助をおこなう場合であっても、当該使用人の直属の監査等委員でない取締役を対象とした監査をおこなう場合には、補助できないものとする。
・管理本部長は、上記使用人の待遇や人事異動・評価及び懲戒処分にあたっては、補助をおこなうことによる不利益を被らないよう監査等委員である取締役と事前に協議を行う。

g．監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制
・監査等委員でない取締役は、監査等委員である取締役に対して、法令等違反行為に関する報告・連絡・相談の状況を速やかに報告する体制を整備する。
・監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員である取締役から要求があり次第、自らの業務執行状況を報告する。
・代表取締役社長は、監査等委員である取締役との意思疎通をはかるため、定期的な会合を持つものとする。
・重要な決裁書類は、監査等委員である取締役の閲覧に供する。

h．その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査等委員である取締役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
・監査等委員である取締役に対しては、必要に応じた書類の閲覧の機会を提供する。

・監査等委員である取締役は、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

ⅰ．財務報告の適正性を確保するための体制
・営業部門と管理部門の業務を切り分け、営業部門における上流の取引に係る情報が、適時適切に下流たる管理部門に伝達されるよう、業務プロセスを整備する。
・当該業務プロセスにおける各業務の正確性を担保するため、プロセスの節目においては上長によるチェックや承認を要求し、当該チェック等がないものについては処理ができない仕組みとする。

④内部監査及び監査等委員である取締役の状況

内部監査室は、代表取締役社長の直轄組織として、被監査部門からの独立性を確保しながら、営業・管理両面から、リスクにマッチした監査を実施しております。年度の初めに、その年度の監査計画を立案し、それに基づき監査を実施したうえ、報告書を取りまとめ、代表取締役社長に報告するプロセスを経ます。そのうえで、代表取締役社長名義の改善指示書を被監査部門へ交付し、フィードバックをおこないます。さらに被監査部門では、それに基づき改善を進め、改善状況について代表取締役社長に報告します。

一方、監査等委員監査では、コーポレート・ガバナンス体制の実効性維持・向上のため、監査等委員でない取締役に対する監視・監督をおこない、必要に応じて、各種の報告請求や調査をおこなうことにより、経営層の牽制をおこなっております。各担当において監視・監督をおこないつつ、内部監査室、監査等委員である取締役及び会計監査人が相互に連携し、情報伝達・交換を通じて、三様監査を実効性あるものに昇華させています。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役の状況

当社では、社外取締役(監査等委員)２名を選任しております。社外取締役(監査等委員)は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外取締役(監査等委員)鈴木秀総氏及び三瓶正氏は、当社との間には人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。なお、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、経験や取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要としております。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧役員報酬の内容

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	66,000	66,000	―	―	4
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)	4,800	4,800	―	―	1

社外役員	4,800	4,800	―	―	2

（注）１．期末日現在の人員数は取締役４名、監査等委員３名（うち社外取締役２名）であります。
２．取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲において、取締役会にて協議の上、個々の配分額を決定しております。なお、報酬限度額は、2024年11月23日開催の定時株主総会において、年額80百万円以内とすることが決議されております。
３．取締役(監査等委員である取締役)の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲において、監査等委員会の協議により、個々の配分額を決定しております。なお、報酬限度額は、2024年11月23日開催の定時株主総会において、年額15百万円以内とすることが決議されております。

ロ．役員ごとの報酬等の総額
報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
該当事項はありません。

⑨取締役の定数
当社の取締役は７名以内、監査等委員である取締役は３名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件
当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨定款に定めております。

⑪株主総会の特別決議要件
当社は、株主に重大な影響が及ぶ議案を適切に決議することを目的として、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議の要件について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。

⑫自己の株式の取得
当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項
当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第５項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役の責任免除
当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮社外取締役との責任限定契約の内容の概要
当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯株式の保有状況
該当事項はありません。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	16,200	―

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、監査意見を表明するに足る十分な監査手続を実施する時間を確保する観点から、監査法人から提示された見積書の内容を吟味し、監査等委員会の同意を得たうえで決定しております。

第６【経理の状況】

１　財務諸表の作成方法について

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)に基づいて作成しております。

（２）当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき、当事業年度（2025 年９月１日から 2026 年８月 31 日まで）の財務諸表について、監査法人コスモスによる監査を受けております。なお、2026 年 11 月 21 日開催の定時株主総会において、新たに監査法人ＦＲＩＱを会計監査人に選任しております。

３　連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

４　財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するため、監査法人などが主催する研修等へ参加するなどの取組みを行っております。

1【財務諸表等】
（1）【財務諸表】
①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年8月31日）		当事業年度 （2026年8月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		612,885		1,417,343
売掛金		236,139		260,328
商品		2,660,313		2,635,892
貯蔵品		36,660		38,083
前払費用		40,848		36,252
未収入金		399,146		533,844
その他		7,948		114,727
流動資産合計		3,993,943		5,036,473
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	1,849,235	※1	2,229,716
構築物		428,367		499,783
機械装置		441,052		533,617
車両運搬具		328,482		386,966
器具及び備品		755,474		749,207
土地	※1	701,075	※1	792,689
建設仮勘定		223,598		15,106
減価償却累計額		△2,298,563		△2,498,675
有形固定資産合計		2,428,721		2,708,411
無形固定資産				
借地権		9,535		9,535
ソフトウエア		39,478		42,467
その他		49		928
無形固定資産合計		49,064		52,931
投資その他の資産				
長期前払費用		13,962		9,923
繰延税金資産		144		86,549
差入保証金		107,915		103,811
その他		1,370		1,370
投資その他の資産合計		123,393		201,653
固定資産合計		2,601,179		2,962,996
資産合計		6,595,123		7,999,470

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年８月31日）		当事業年度 （2026年８月31日）	
負債の部				
流動負債				
電子記録債務		222,900		216,041
買掛金		782,764		720,212
短期借入金	※１ ※３	1,110,000	※１ ※３	2,158,200
１年内返済予定の長期借入金	※１	582,534	※１	652,306
未払金		296,008		356,207
未払法人税等		154,076		2,602
未払消費税等		82,743		14,601
預り金		28,815		16,923
賞与引当金		33,714		33,659
その他		17,567		15,791
流動負債合計		3,311,123		4,186,547
固定負債				
長期借入金	※１	1,448,927	※１	2,728,685
退職給付引当金		34,101		38,686
資産除去債務		185,365		192,353
その他		10,047		9,777
固定負債合計		1,678,440		2,969,502
負債合計		4,989,564		7,156,049
純資産の部				
株主資本				
資本金		127,500		177,000
資本剰余金				
資本準備金		163,500		213,000
資本剰余金合計		163,500		213,000
利益剰余金				
利益準備金		5,968		5,968
その他利益剰余金				
特別償却準備金		8,949		－
繰越利益剰余金		1,299,641		447,452
利益剰余金合計		1,314,558		453,420
株主資本合計		1,605,558		843,420
純資産合計		1,605,558		843,420
負債純資産合計		6,595,123		7,999,470

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年９月 １日 至 2025年８月31日）		当事業年度 （自 2025年９月 １日 至 2026年８月31日）	
売上高		17,735,094		20,426,476
売上原価	※１ ※３	13,967,352	※１ ※３	17,600,604
売上総利益		3,767,742		2,825,872
販売費及び一般管理費	※２ ※３	3,057,626	※２ ※３	3,580,606
営業利益又は営業損失（△）		710,115		△754,734
営業外収益				
手数料収入		816		－
駐車場収入		9,959		10,946
雑収入		6,766		8,067
受取保険金		－		2,709
その他		1,552		1,437
営業外収益合計		19,094		23,160
営業外費用				
支払利息		48,755		130,279
支払手数料		－		18,174
その他		827		781
営業外費用合計		49,582		149,236
経常利益又は経常損失（△）		679,628		△880,810
特別利益				
固定資産売却益	※４	2,189	※４	22,079
補助金収入		2,190		－
特別利益合計		4,379		22,079
特別損失				
固定資産除却損	※５	1,245	※５	127
固定資産売却損		－	※６	773
減損損失	※７	19,034		－
特別損失合計		20,280		900
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		663,727		△859,631
法人税、住民税及び事業税		212,006		5,271
法人税等調整額		△4,699		△86,404
法人税等合計		207,307		△81,133
当期純利益又は当期純損失(△)		456,419		△778,498

【売上原価明細書】

		前事業年度 （自　2024年９月　１日 至　2025年８月31日）		当事業年度 （自　2025年９月　１日 至　2026年８月31日）	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
期首商品棚卸高		2,283,850		2,660,313	
当期商品仕入高		13,897,286		16,995,003	
合計		16,181,137		19,655,317	
期末商品棚卸高		2,660,597		2,753,003	
商品評価損		284		117,110	
Ⅰ商品売上原価		13,520,823	96.8	17,019,424	96.7
Ⅱ人件費		133,365	1.0	160,944	1.0
Ⅲ経費	※	313,162	2.2	420,235	2.3
売上原価		13,967,352	100.0	17,600,604	100.0

(注)※　主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
減価償却費	83,117	116,311
消耗品費	53,743	37,565

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024 年９月１日　　至 2025 年８月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	78,000	114,000	114,000	5,968	17,899	884,271	908,138	1,100,138	1,100,138
当期変動額									
新株の発行	49,500	49,500	49,500				―	99,000	99,000
剰余金の配当						△50,000	△50,000	△50,000	△50,000
当期純利益						456,419	456,419	456,419	456,419
特別償却準備金の取崩					△8,949	8,949	―	―	―
当期変動額合計	49,500	49,500	49,500	―	△8,949	415,369	406,419	505,419	505,419
当期末残高	127,500	163,500	163,500	5,968	8,949	1,299,641	1,314,558	1,605,558	1,605,558

当事業年度（自 2025 年９月１日　　至 2026 年８月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	127,500	163,500	163,500	5,968	8,949	1,299,641	1,314,558	1,605,558	1,605,558
当期変動額									
新株の発行	49,500	49,500	49,500				―	99,000	99,000
剰余金の配当						△82,640	△82,640	△82,640	△82,640
当期純損失（△）						△778,498	△778,498	△778,498	△778,498
特別償却準備金の取崩					△8,949	8,949	―	―	―
当期変動額合計	49,500	49,500	49,500	―	△8,949	△852,188	△861,138	△762,138	△762,138
当期末残高	177,000	213,000	213,000	5,968	―	447,452	453,420	843,420	843,420

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年９月 １日 至 2025年８月31日）	当事業年度 （自 2025年９月 １日 至 2026年８月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	663,727	△859,631
減価償却費	262,566	298,148
資産除去債務履行差益	－	△6,431
減損損失	19,034	－
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△3,818	－
賞与引当金の増減額(△は減少)	643	△54
退職給付引当金の増減額(△は減少)	4,118	4,585
受取利息及び受取配当金	△35	△296
支払利息	48,755	130,279
固定資産売却益	△2,189	△22,079
固定資産除却損	1,245	127
固定資産売却損	－	773
売上債権の増減額(△は増加)	△62,857	△24,188
棚卸資産の増減額(△は増加)	△392,166	22,997
前渡金の増減額(△は増加)	－	△8,483
未収還付法人税等の増減額(△は増加)	－	△104,571
未収入金の増減額(△は増加)	△118,965	△70,342
長期前払費用の増減額(△は増加)	4,207	4,039
仕入債務の増減額(△は減少)	133,819	△70,668
未払消費税等の増減額(△は減少)	66,996	△132,497
未払金の増減額(△は減少)	44,428	60,198
預り金の増減額(△は減少)	－	△12,126
その他	△2,898	△16,841
小計	666,612	△807,062
利息及び配当金の受取額	35	296
利息の支払額	△48,755	△130,279
法人税等の支払額	△181,248	△156,745
法人税等の還付額	38	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	436,682	△1,093,791
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△593,610	△536,334
有形固定資産の売却による収入	5,481	29,632
無形固定資産の取得による支出	△9,330	△19,104
差入保証金の回収による収入	19,145	－
その他	△3,134	3,801
投資活動によるキャッシュ・フロー	△581,447	△522,004
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	460,000	1,048,200
長期借入れによる収入	550,000	1,869,750
長期借入金の返済による支出	△616,005	△677,470
社債の償還による支出	△242,000	－
株式の発行による収入	99,000	99,000
配当金の支払額	△50,000	△82,640
財務活動によるキャッシュ・フロー	200,995	2,256,840
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	56,229	641,043
現金及び現金同等物の期首残高	562,820	619,050
現金及び現金同等物の期末残高	※ 619,050	※ 1,260,093

【注記事項】
（重要な会計方針）
１．棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯蔵品　最終仕入原価法

２．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、1998 年 ４月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 ４月１ 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	３～34 年
構築物	８～40 年
機械装置	２～17 年
車両運搬具	２～７年
器具及び備品	２～20 年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。
ソフトウエア　　５年

３．引当金の計上基準
（１）貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（３）退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

４．収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。
（１）商品の販売に係る収益認識
当社は農業関連資材、農業生産物、食料品等の小売業を主な事業としており、顧客との契約から生じる収益は、主に店舗販売やインターネット販売等における商品売上からなります。
これらの収益は、店舗販売においては顧客に商品を引き渡した時点、インターネット販売等においては商品を顧客に発送した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

５．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、要求払預金及び取得日から３ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

（固定資産の減損）

（１）当事業年度の財務諸表に計上した金額　（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	2,428,721	2,708,411
無形固定資産	49,064	52,931
減損損失	19,034	―

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、減損損失を認識するにあたり、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を、営業店舗ほか販売機能を有する事業所としております。

業績の悪化が認められる営業店舗等や閉店・移転のため当該営業店舗等から独立したキャッシュ・フローが得られないことが見込まれているなど、減損の兆候があると判断した場合、当該店舗等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。

②主要な仮定

当社では、取締役会で承認した年間予算をベースに、その構成要素である営業店舗ほか販売機能を有する事業所固有の事情を勘案し、割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

上述の見積りには不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件に変更が生じた場合、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

（繰延税金資産の回収可能性）

（１）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	144	86,549

（２） 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得およびタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期の事業計画を基礎としており、過去（３年）及び当事業年度の経営成績や納税状況等を総合的に勘案し、企業会計基準適用指針第 26 号による企業分類を行い課税所得の見積可能期間を決定し、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

繰延税金資産の回収可能性の検討においては、課税所得の発生見込みに係る判断を主要な仮定としていますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、経営環境に著しい変化が生じた場合には、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（商品の評価）

（１）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
商品	2,660,313	2,635,892
商品評価損	11,161	128,272

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。期末における正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としており、取得価額との差額を商品評価損として売上原価に計上しております。

正味売却価額の算出に用いた主要な仮定は、米について、市況の動向による販売価額及び過去の実績に基づき販売までに要する経費の見積りを行っております。また、その他の商品については、個別の品

目ごとに期末日前後の一定期間の実績の販売価額を基礎として見積もりを行っております。なお、当該仮定は、将来の市場動向の変化等によって見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

（未適用の会計基準等）

1 ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号　2024 年９月 13 日　企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号　2024 年９月 13 日企業会計基準委員会）等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全てを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定

2028 年８月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2 ・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第 41 号　2026 年１月９日　企業会計基準委員会）
・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 35 号　2026 年１月９日　企業会計基準委員会）

（１）概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会　監査・保証基準委員会　監査基準報告書 560 実務指針第１号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

（２）適用予定日

2028 年８月期の期首から適用します。

（貸借対照表関係）

※１　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
建物	389,650千円	618,464千円
土地	156,868千円	639,784千円
計	546,519千円	1,258,248千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
短期借入金	300,000千円	676,000千円
１年内返済予定の長期借入金	257,868千円	298,056千円
長期借入金	68,132千円	751,944千円
計	626,000千円	1,726,000千円

※２　保証債務

関係会社の銀行借入金等に対して、次の通り支払保証をしております。

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
グランユズリハ㈱	19,800千円	18,396千円

※３　当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金並びに米の仕入資金の効率的な調達を行うため前事業年度(2025年８月31日)は取引銀行11行、当事業年度(2026年８月31日)は取引銀行12行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
当座貸越契約及びコミットメントライン契約の総額	5,450,000千円	8,200,000千円
借入実行残高	910,000千円	1,900,000千円
差引額	4,540,000千円	6,300,000千円

なお、上記の契約のうち、コミットメントライン契約（契約総額 1,700,000 千円　当事業年度の借入実行残高 0 円）には財務制限条項が付されており、以下の条項に抵触した場合は期限の利益を喪失し、当該借入金を返済する義務を負っております。

・2026 年８月期以降、各事業年度の末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を２期連続して損失としないこと。
・2027 年８月期以降、2026 年８月期もしくは直前の事業年度の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額のいずれか高いほうの金額の 75%以上に維持すること。

（損益計算書関係）

※１　期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 （自　2024年９月　１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月　１日 至　2026年８月31日）
	284千円	117,110千円

※２　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度61.7%、当事業年度68.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度38.3%、当事業年度31.7%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月　１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月　１日 至　2026年８月31日）
給料	923,044千円	1,057,977千円
賞与引当金繰入額	33,714千円	33,659千円
退職給付費用	5,318千円	5,376千円
法定福利費	141,955千円	157,741千円
販売促進費	214,039千円	294,161千円
水道光熱費	171,121千円	163,486千円
発送配達費	314,932千円	499,090千円
地代家賃	195,287千円	195,437千円
減価償却費	179,449千円	181,836千円

※３　一般管理費及び売上原価に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 （自　2024年９月　１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月　１日 至　2026年８月31日）
	95,714千円	88,773千円

※４　固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月　１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月　１日 至　2026年８月31日）
建物	―	21,683千円
車両運搬具	2,189千円	214千円
機械及び装置	―	180千円
合計	2,189千円	22,079千円

※５　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月　１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月　１日 至　2026年８月31日）
車両運搬具	1,245千円	127千円
合計	1,245千円	127千円

※６　固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月　１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月　１日 至　2026年８月31日）
車両運搬具	―	773千円
合計	―	773千円

※７　減損損失

前事業年度（自　2024年９月１日　　至　2025年８月31日）

前事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
フードマート小野店 （田村郡小野町）	店舗用設備等	建物、構築物、車両運搬具、 器具及び備品	19,034

当社はキャッシュフローを生み出す最小単位として、営業店舗等を基礎としてグルーピングを行っております。対象営業店舗等を閉店したことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

種類	減損損失（千円）
建物	15,998
構築物	2,779
車両運搬具	0
器具及び備品	256
合計	19,034

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュフローが見込めないため、零としております。

当事業年度（自　2025年９月１日　　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2024年９月１日　　至　2025年８月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項　　（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	2,000,000	66,000	―	2,066,000

（注）第三者割当増資により66,000株増加しております。

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年11月23日定時株主総会	普通株式	50,000	25.00	2024年８月31日	2024年11月25日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年11月22日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	82,640	40.00	2025年８月31日	2025年11月25日

当事業年度（自　2025年９月１日　　至　2026年８月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項　　（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	2,066,000	66,000	―	2,132,000

（注）第三者割当増資により66,000株増加しております。

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年11月22日 定時株主総会	普通株式	82,640	40.00	2025年８月31日	2025年11月25日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前事業年度（自　2024年９月　１日 至　2025年８月31日）	当事業年度（自　2025年９月　１日 至　2026年８月31日）
現金及び預金勘定	612,885千円	1,417,343千円
拘束性預金(通知預金等)	―	△157,250千円
流動資産その他（預け金）	6,165千円	―
現金及び現金同等物	619,050千円	1,260,093千円

（リース取引関係）

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、主に農業資材販売事業及び食料品販売事業を行うための事業計画に照らして必要な資金を、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び未収入金は、主に農業資材販売事業及び食料品販売事業の営業取引に基づいて発生した金銭債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。

一方、営業債務である電子記録債務、買掛金及び未払金は、そのほとんどが仕入取引や設備投資等に伴い発生したものであり、１年以内の支払期日であります。これらは、その支払期日に決済を実行せざるを得ない流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に農業資材販売事業及び食料品販売事業における仕入に必要な資金及び運転資金であります。借入金の一部は、金利変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、回収遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスクの管理

金利変動リスクについては、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年８月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金（１年内返済予定を含む）	2,031,461	1,965,882	△65,579
負債計	2,031,461	1,965,882	△65,579

当事業年度（2026年８月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金（１年内返済予定を含む）	3,380,991	3,214,230	△166,760
負債計	3,380,991	3,214,230	△166,760

（※１）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）「売掛金」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」、「未収入金」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	612,885	―	―	―
合計	612,885	―	―	―

当事業年度（2026年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,417,343	―	―	―
合計	1,417,343	―	―	―

（注２）長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	582,534	458,926	313,856	218,326	132,767	325,052
合計	582,534	458,926	313,856	218,326	132,767	325,052

当事業年度（2026年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	652,306	507,236	811,706	326,147	295,029	788,567
合計	652,306	507,236	811,706	326,147	295,029	788,567

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025 年８月 31 日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（１年内返済予定を含む）	―	1,965,882	―	1,965,882
負債計	―	1,965,882	―	1,965,882

当事業年度（2026 年８月 31 日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（１年内返済予定を含む）	―	3,214,230	―	3,214,230
負債計	―	3,214,230	―	3,214,230

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（１年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　2024 年９月　１日 至　2025 年８月 31 日）	当事業年度 （自　2025 年９月　１日 至　2026 年８月 31 日）
退職給付引当金の期首残高	29,982 千円	34,101 千円
退職給付費用	5,318 千円	5,376 千円
退職給付の支払額	△1,199 千円	△791 千円
退職給付引当金の期末残高	34,101 千円	38,686 千円

（２）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （自　2024 年９月　１日 至　2025 年８月 31 日）	当事業年度 （自　2025 年９月　１日 至　2026 年８月 31 日）
非積立型制度の退職給付債務	34,101 千円	38,686 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,101 千円	38,686 千円
退職給付引当金	34,101 千円	38,686 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,101 千円	38,686 千円

（３）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　前事業年度 5,318 千円　当事業年度 5,376 千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	7,030 千円	― 千円
賞与引当金	11,668 千円	11,850 千円
退職給付引当金	10,499 千円	11,907 千円
資産除去債務	57,073 千円	59,206 千円
棚卸資産評価額	― 千円	40,092 千円
減損損失	5,695 千円	― 千円
税務上の繰越欠損金（注）２	― 千円	240,478 千円
その他	4,800 千円	463 千円
繰延税金資産小計	96,768 千円	363,997 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）２	― 千円	175,100 千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	68,036 千円	71,577 千円
評価性引当額（注）１	△68,036 千円	△246,677 千円
繰延税金資産合計	28,731 千円	117,320 千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	△2,677 千円	― 千円
資産除去債務に対応する除去費用	△25,909 千円	△26,302 千円
その他	― 千円	△4,467 千円
繰延税金負債合計	△28,586 千円	△30,770 千円
繰延税金資産の純額	144 千円	86,549 千円

（注）１.評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金の発生によるものであります。
２.税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

	当事業年度	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）	合計（千円）
税務上の繰越欠損金※１	―	―	―	―	―	―	240,478	240,478
評価性引当額	―	―	―	―	―	―	175,100	175,100
繰延税金資産		―	―	―	―	―	65,378	※２ 65,378

※１　税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。
※２　将来の課税所得に基づき繰延税金資産の回収可能性を勘案し、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については回収可能と判断した金額を計上しております。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

前事業年度(2025年８月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の５以下であるため、記載を省略しております。

当事業年度(2026年８月31日)
税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
（１）当該資産除去債務の概要
主に、店舗用の土地又は建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を建物の経済的残存耐用年数や賃貸借契約の残存期間と見積り、割引率は当該期間に合わせて0.27%から3.77%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2024年９月　１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月　１日 至　2026年８月31日）
期首残高	174,943千円	185,365千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,697 千円	13,157千円
時の経過による調整額	1,724千円	1,948千円
資産除去債務の履行による減少額	―	△8,117千円
期末残高	185,365千円	192,353千円

(収益認識関係)
１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社は、アグリソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は「（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準 」に記載の通りです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	173,282千円	236,139千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	236,139千円	260,328千円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

１．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	ストア販売部門	農産流通部門	ＦＤＣ・インターネット販売部門	その他	合計
外部顧客への売上高	11,494,503	4,904,626	1,311,315	24,649	17,735,094

（注）１．ＦＤＣは、福島ディストリビューションセンターの略称。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はないため記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

１．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	ストア販売部門	農産流通部門	ＦＤＣ・インターネット販売部門	その他	合計
外部顧客への売上高	11,748,130	6,980,042	1,676,207	22,095	20,426,476

（注）１．ＦＤＣは、福島ディストリビューションセンターの略称。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はないため記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高
関連会社	グランユズリハ㈱	福島県須賀川市	2,000	農業サービス	50	債務保証	銀行借入に対する債務保証（注２）	19,800	―	―

（注）１．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．グランユズリハ㈱の借入債務に対し、当社が債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高
関連会社	グランユズリハ㈱	福島県須賀川市	2,000	農業サービス	50	債務保証	銀行借入に対する債務保証（注２）	18,396	―	―

（注）１．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．グランユズリハ㈱の借入債務に対し、当社が債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　2024年９月　１日 至　2025年８月31日）		当事業年度 （自　2025年９月　１日 至　2026年８月31日）	
１株当たり純資産額	777円13銭	１株当たり純資産額	395円60銭
１株当たり当期純利益	226円28銭	１株当たり当期純損失（△）	△374円74銭

（注）１．当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自　2024年９月　１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月　１日 至　2026年８月31日）
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	456,419	△778,498
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	456,419	△778,498
普通株式の期中平均株式数(株)	2,016,997	2,077,391

(重要な後発事象)

(コミットメントライン契約締結について)

当社は、2026年９月10日開催の取締役会決議に基づき、米仕入資金の安定的かつ効率的調達を目的として、株式会社足利銀行をアレンジャーとするシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約を下記のとおり締結いたしました。

１．契約の概要

契約形態	シンジケートローン方式によるコミットメントライン
組成金額	1,000,000,000円
アレンジャー	株式会社足利銀行
エージェント	株式会社足利銀行
参加金融機関	株式会社足利銀行 株式会社山形銀行
資金使途	米仕入資金
担保	なし
保証	なし
契約締結日	2026年10月2日
コミットメント期間	2026年10月８日～2027年10月８日
財務制限条項	(１)2026年８月期以降、各事業年度の末日における借入人の報告書等に含まれる単体の損益計算書に記載される経常損益を２期連続して損失としないこと。 (２)各事業年度の末日における借入人の報告書等に含まれる単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2027年８月期以降、2026年８月期もしくは直前の事業年度の末日における借入人の報告書等に含まれる単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額のいずれか高いほう(同額である場合は当該額)の金額の75%以上に維持すること。

（複数金融機関との当座貸越契約締結並びに契約更新について）

当社は、2026 年９月 10 日開催の取締役会決議に基づき、米仕入資金の安定的かつ効率的調達を目的として、複数金融機関との当座貸越契約締結並びに契約更新を行いました。

これにより、今般の米仕入資金の確保にあたり、本件に加えて、当座貸越契約 2,600 百万円及び足利銀行郡山支店をアレンジャーとするシンジケートローンコミットメントライン契約 1,000 百万円により、総額 4,700 百万円の資金調達が可能となりました。

１．契約の概要

借入先１

金融機関名	みずほ銀行　郡山支店
借入種別	当座貸越
極度額	1,000,000,000 円
借入金利	基準金利+スプレッド
契約日	2026 年９月 18 日
契約期間	契約日～2027 年８月 31 日

借入先２

金融機関名	大東銀行　須賀川支店
借入種別	当座貸越
極度額	100,000,000 円
借入金利	基準金利+スプレッド
契約日	2026 年９月 14 日
契約期間	契約日～2027 年８月 31 日

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他の有価証券	銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）
		グランユズリハ㈱	100	1,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	1,849,235	419,198	38,717	2,229,716	948,251	96,241	1,281,464
構築物	428,367	81,916	10,500	499,783	261,067	25,073	238,716
機械装置	441,052	101,926	9,361	533,617	303,696	64,959	229,921
車両運搬具	328,482	61,319	2,835	386,966	318,912	57,239	68,053
器具及び備品	755,474	16,692	22,960	749,207	666,747	39,325	82,459
土地	701,075	91,613	—	792,689	—	—	792,689
建設仮勘定	223,598	340,532	549,023	15,106	—	—	15,106
有形固定資産計	4,727,285	1,113,199	633,398	5,207,087	2,498,675	282,838	2,708,411
無形固定資産							
借地権	9,535	—	—	9,535	—	—	9,535
ソフトウエア	185,569	18,224	—	203,794	161,326	15,235	42,467
その他	312	880	1	1,190	262	—	928
無形固定資産計	195,418	19,104	1	214,521	161,588	15,235	52,931
長期前払費用	13,962	1,575	5,615	9,923	—	—	9,923

（注）１　「減価償却累計額又は償却累計額」欄には減損損失累計額が含まれております。

２　有形固定資産の当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	ＧＴ会津倉庫	230,812 千円（倉庫・店舗）
	農産精米課倉庫	91,833 千円（低温倉庫改修）
構築物	ＧＴ会津倉庫	60,000 千円（倉庫基礎）
機械装置	精米設備	31,936 千円
	猫砂製造設備	26,483 千円
土地	矢吹事業所（仮称）	91,613 千円（店舗・倉庫用地）
建設仮勘定	ＧＴ会津倉庫	157,025 千円
	矢吹事業所（仮称）	107,837 千円

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期末残高 （千円）	平均利率 （%）	返済期限
短期借入金	1,110,000	2,158,200	1.96	―
１年以内に返済予定の長期借入金	582,534	652,306	1.77	―
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）	1,448,927	2,728,685	2.10	2027年９月27日～2041年１月25日
合計	3,141,461	5,539,191	―	―

（注）１．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）の決算日後５年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	１年超２年以内 （千円）	２年超３年以内 （千円）	３年超４年以内 （千円）	４年超５年以内 （千円）
長期借入金	507,236	811,706	326,147	295,029

【引当金明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （その他） （千円）	当期末残高 （千円）
賞与引当金	33,714	33,659	33,714	―	33,659

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第８条の 28 に規定する注記事項として記載しているため、記載を省略しております。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	76,353
預金	
普通預金	1,183,740
定期預金	157,250
合計	1,417,343

ロ．売掛金

相手先	金額(千円)
合同会社兼子農園	14,685
㈱アロー	13,141
㈱日辰	8,580
農事組合法人経沢農産	6,931
あぐりﾈｯﾄ福島	4,813
その他	212,175
合計	260,328

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
236,139	3,274,906	3,250,717	260,328	92.58	27.67

ハ．商品

区分	金額(千円)
商品	2,635,892
合計	2,635,892

ニ．貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	38,083
合計	38,083

ホ．未収入金

区分	金額(千円)
クレジット未収入金	459,734
消費税還付	64,356
その他	9,754
合計	533,844

②流動負債

イ．電子記録債務

相手先	金額(千円)
山本商事㈱	88,351
㈱栗原弁天堂	36,002
㈱ケーエス	16,604
㈱シモジマ	13,078
㈱東北永田	12,789
その他	49,216
合計	216,041

ロ．買掛金

相手先	金額(千円)
佐藤㈱	150,282
岩渕農薬㈱	61,233
福島県酒類卸㈱	40,238
㈱オーシャンシステム	25,628
山本商事㈱	23,420
その他	419,411
合計	720,212

（3）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年９月１日から翌年８月31日まで
定時株主総会	毎年11月
基準日	毎年８月31日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年２月末日 毎年８月31日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内１丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内１丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL　https://www.grantomato.jp/company/electronic_notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)１．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 11 月 27 日

グラントマト株式会社
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

指定社員 業務執行社員　公認会計士　新開　智之

指定社員 業務執行社員　公認会計士　寺島　洋希

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグラントマト株式会社の 2025 年９月１日から 2026 年８月 31 日までの第 33 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グラントマト株式会社の 2026 年８月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上